

計画の策定に当たって



京都市長 門川大作

多種、多様、とりどり、さまざま。私たちはそうした“違いがあること”を、“色々”とか“色んな”など、「色」という言葉を使って表します。

このことが象徴するように私たちの社会は、ひとりひとりがさまざまな個性を発揮し、互いに違いを認め合いながら共に在ることではじめて、“たくさんの色彩”に満ちあふれて美しく輝くのだと思います。

ひとりひとりの個性が輝き、自らの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を色鮮やかに描こうと、この「第4次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン」を策定致しました。

これまで3次にわたる計画を通じて、男女共同参画の理念の浸透や男女の平等感の高まりなど、多くの取組が着実に成果を挙げてきています。一方で今日、解決しなければならないさまざまな課題がなお残されているのも事実です。

そうした成果や課題を踏まえて、「DV対策の強化」、「仕事と家庭、社会貢献が調和できる“真のワーク・ライフ・バランス”の推進」を重点分野に掲げた本計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し、共に支え合うまちづくりを全力で進めて参ります。

“ひとりひとりが輝く、色彩あふれる”男女共同参画社会の未来を切り拓くためには、市民の皆様、事業者・地域団体の皆様お一人お一人の御理解と御協力が不可欠です。志と責任、行動を共有しながら、共々に力を合わせて、しっかりと取組を進めて参りましょう。

最後になりましたが、本計画の策定に多大の御尽力をいただきました京都市男女共同参画審議会の皆様、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成23年3月

目 次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の位置付け及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 計画策定の背景

- 1 社会的背景
 - (1) 社会経済情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (2) 市民の意識や日常生活の変化・・・・・・・・・・・・6
 - (3) 男女共同参画に係る法改正・・・・・・・・・・・・・・8
 - (4) 国の「男女共同参画基本計画」改定・・・・・・・・・・9
 - (5) 国際的な動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 第3次京都市女性行動計画の課題・・・・・・・・・・・・12
- 3 第4次京都市男女共同参画計画に向けて・・・・・・・・・・13

第3章 計画の内容

- 1 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 重点分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 目標数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 4 基本目標と今後の方向性
 - 基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり**・・・・・・・・・・19
 - 1-1 男女の人権尊重に向けた啓発・・・・・・・・・・21
 - 1-2 配偶者等からの暴力の根絶・・・・・・・・・・22

京都市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「京都市DV*対策基本計画」という。）

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり	31
2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	33
2-2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	34
2-3 女性の職業能力発揮の支援	34
基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり	38
3-1 家庭生活における男女共同参画	40
3-2 子育ての負担が軽減される環境の整備	40
3-3 介護者の負担が軽減される環境の整備	41
基本目標4 生涯を通じた健康な暮らしづくり	42
4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透	44
4-2 男女の心とからだの健康づくりの支援	44
4-3 母と子の健康を守る保健医療等の推進	45
基本目標5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり	46
5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進	48
5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上	48
5-3 男女共同参画による地域コミュニティの活性化（社会貢献）	49
5-4 京都市における男女共同参画に向けた条件づくり	49
基本目標6 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調	50
6-1 国際動向の情報収集と市民への情報発信	51

第4章 計画の推進

1 推進体制	52
2 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の機能の充実	53

参 考 資 料

1 計画策定の流れ	56
2 京都市男女共同参画推進条例	57
3 京都市男女共同参画推進条例施行規則	62
4 男女共同参画社会基本法	64
5 配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	69
6 男女共同参画に関する年表	79
7 用語解説	85

第1章 計画策定に当たって

● 1 計画策定趣旨

京都市においては、昭和57（1982）年10月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきました。

平成15（2003）年12月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン改定版（平成19（2007）年度～平成22（2010）年度）」が、平成22（2010）年度で計画の期間を終了することから、平成21（2009）年6月に京都市男女共同参画審議会に次期計画について諮問を行い、平成22（2010）年8月、同審議会から答申を受けました。この答申を踏まえ、「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン」を作成しました。

これまでの京都市における男女共同参画に係る計画等

策定年	計画等
昭和57（1982）年10月	「婦人問題解決のための京都市行動計画」 ＜昭和57（1982）年度～平成3（1991）年度＞
平成4（1992）年3月	「第2次京都市女性行動計画～男女が共に自立、参画、創造する都市・京都21プラン～」 ＜平成4（1992）年度～平成13（2001）年度＞
平成14（2002）年3月	「第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン～ひとが輝き、未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして～」 ＜平成14（2002）年度～平成22（2010）年度＞
平成15（2003）年12月	「京都市男女共同参画推進条例」制定
平成19（2007）年3月	「第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン改定版～ひとが輝き、未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして～」 ＜平成19（2007）年度～平成22（2010）年度＞

● 2 基本目標

基本目標

1

個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家事・育児」といった性別による固定的性別役割分担意識*を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

基本目標

2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

基本目標

3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つとなっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、ひとりひとりの生き方を支え合える家庭づくりの支援に取り組みます。

基本目標

4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいいきと社会で暮らしていくために、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

基本目標

5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

基本目標

6

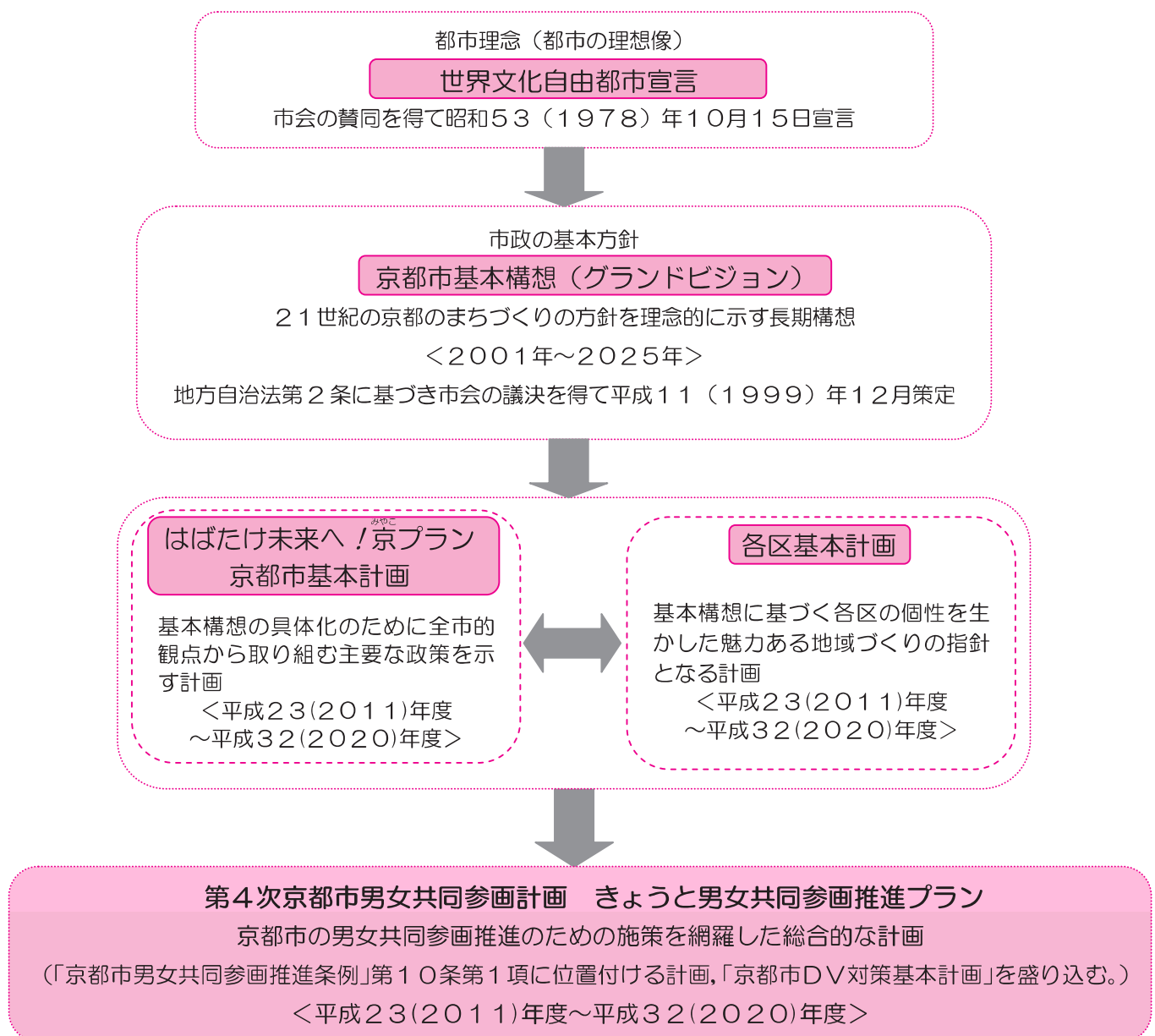
男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、国際的な男女共同参画の推進状況を常に把握し、国際的視野に立って男女共同参画を推進します。

● 3 計画の位置付け及び期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、「京都市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画であり、「配偶者暴力防止法」第2条第3項第3号に規定された配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を「京都市DV対策基本計画」として盛り込んでいます。



(2) 計画の期間

平成23（2011）年度～平成32（2020）年度

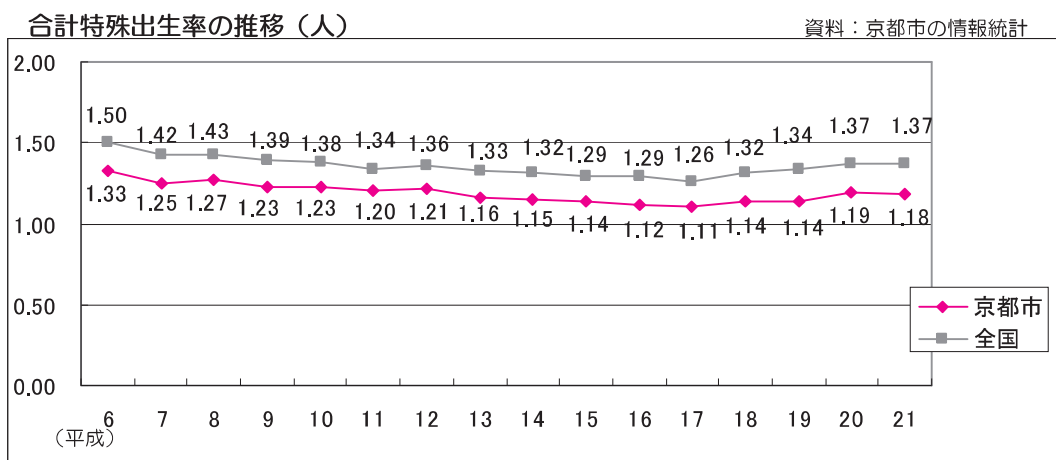
第2章 計画策定の背景

● 1 社会的背景

(1) 社会経済情勢の変化

少子・高齢化の進行

- 未婚化、晩婚化、晩産化などを反映し、全国的に合計特殊出生率*が低下しており、京都市の平成21（2009）年合計特殊出生率は、人口維持に必要な2.08人を大幅に下回り、1.18人となっています。



- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口（平成20（2008）年12月推計）によると、京都市において、平成22（2010）年における65歳以上の総人口に占める割合は22.9%、75歳以上の割合は11.0%となっており、10年後の平成32（2020）年の65歳以上の割合は27.9%、75歳以上の割合は15.0%と大きく上昇することが予想されています。

ライフスタイルの変化

- 核家族化の進行により世帯数が増加する中、京都市の平成21（2009）年度末の1世帯の平均人数は、2.16人と過去最小になっています。
- 地域では、住民の連帯意識が希薄になるなど、家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、平成21（2009）年度に実施した「京都市男女共同参画アンケート」における地域活動への不参加理由は、「あまり関心がないから」が34.5%と最も多くなっています。

- 平成20（2008）年度に実施した「京都市結婚と出産に関する意識調査」では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図れていないという人が約4割を占めています。

また、内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と最近の経済情勢の影響に関する意識調査（平成21（2009）年2月調査）」によると、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、「言葉も内容も知らない」が45.7%、「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない。」が35.4%となっています。

働く状況の変化

- 内閣府の「平成22年版男女共同参画白書」によると、男女別の雇用者数は、平成14（2002）年から平成21（2009）年までの間に、男性の雇用者は21万人減少している一方で、女性雇用者は150万人増加しています。しかしながら、非正規労働者の約7割が女性であり、女性労働者に占める非正規労働者の割合も5割を超えています。
- 総務省の「労働力調査」によると、平成21（2009）年の週労働時間60時間以上の従業者の割合は経済危機の影響により全体的に減少しているものの、男性においては、子育て世代（25歳～44歳）が、週労働時間60時間以上従業者の約2割を占める高い水準になっています。
- 内閣府の「平成22年版男女共同参画白書」によると、共働き世帯数が年々増加しており、片働き世帯（働く夫と無職の妻の世帯）数を大きく引き離しているものの、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性は多く、第一子出産を機に女性の約6割が退職しています。
- 平成21（2009）年度に京都労働局に寄せられた「男女雇用機会均等法」に係る相談内容は、300件中セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）に関するものが全体の35%と最も多い相談となっています。

(2) 市民の意識や日常生活の変化

平成21（2009）年に実施した「京都市男女共同参画アンケート」によると、市民の意識や日常生活の変化は以下のとおりになっています。

男女共同参画に関わる意識の変化について

● 男女共同参画推進についての考え方

男女共同参画を推進していくことについて、「賛成」（76.1%）が前回調査（平成17年度）より5.4ポイント増加しています。

● 各分野での平等感

- ・ 最も男性が優遇されていると感じる分野・・・「賃金や昇進」（80.7%）
- ・ 男女平等であると感じる分野・・・・・・・・・・「学校教育」（68.1%）
- ・ 男女で平等意識の差が大きい分野・・・・・・・・「政治・経済活動への参加」（17.3ポイント差）、「家庭生活」（20.0ポイント差）

＊ 前回調査（平成17年度）よりすべての分野で平等感が増加するものの、「雇用の機会（募集・採用）」や「賃金や昇進」で、男性が優遇されていると感じる人が男女共に増加しています。

● 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について（性別役割分担意識）

「男は仕事、女は家事・育児」という考え方については、「賛成」（48.9%）が「反対」（47.0%）をわずかに上回っています。

● 女性の人権が尊重されていないと思うこと

「痴漢行為や強制わいせつ等の性犯」（59.8%）が最も多く、次いで多いのが「募集・採用や昇進・昇給における性別による差別的な取扱い」（56.6%）、「夫婦や恋人等のパートナー間での暴力」（51.6%）となっています。

● 男女共同参画社会に期待すること

「家庭生活において男女が共に家事や子育てに参加できる。」（43.1%）が最も多くなっています。

家庭生活や地域活動について

● 家庭での役割分担と協力

- ・ 食事に関する分野は、女性では「自分が用意する。」という人が74.1%，男性では「配偶者が用意する。」という人が60.6%で、主に女性が食事を担当していることが分かります。
- ・ 子どもと介護の必要な高齢者・障害者に関する分野では、「子どもの教育方針」を除き、男性が担当する部分は非常に少ないです。
- ・ 家庭で家族の協力が必要なのは、「食事の仕度」（21.6%）、「そうじ」（19.0%）、「高齢者・障害者の実際の介護」（18.3%）となっており、特に「高齢者・障害者の実際の介護」は前回調査（平成17年度）より大きく増加しています。

● 地域活動への参加

- ・ 自治会・町内会の活動へは54.6%の人が参加しています。
- ・ PTAや子ども会の活動への参加は、女性が31.8%と男性の21.7%を上回っています。
- ・ 自治会・町内会の活動状況では、「お茶入れや食事の準備などは女性がしている。」（64.3%）や「名簿上は男性が会員になっているが実際は女性（配偶者）が活動している。」（59.6%）という事例が多くなっています。

京都市の取組について

● 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の事業で充実してほしいもの

一番多いのが職業訓練や職業情報の提供などの「就業支援」（28.6%）、次いで多いのが「ところとからだの健康づくりを進める運動実技やセミナー」（20.3%）となっています。

● 京都市の取り組むべき施策

一番多いのが「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスを充実する。」（42.7%）、次いで多いのが「男性の育休取得，短時間正社員制度，ワーク・ライフ・バランスなどに積極的な企業を顕彰する。」（28.9%）となっています。

(3) 男女共同参画に係る法改正

「男女雇用機会均等法」の改正（平成19(2007)年4月施行）

- 男女双方に対する差別、間接差別*の禁止など性別による差別禁止の範囲拡大
- 妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）に関する事業主の対策措置の義務化
- 事業主の母性健康管理措置の義務化

「配偶者暴力防止法」の改正（平成20(2008)年1月施行）

- 市町村における努力義務化
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター*の設置
- 保護命令制度の拡充
 - ・ 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - ・ 電話等を禁止する保護命令
 - ・ 被害者の親族等への接近禁止命令

「パートタイム労働法」の改正（平成20(2008)年4月施行）

- 働きや貢献に応じた待遇の決定
- パートタイムから通常の労働者へ転換するための措置の義務化

「次世代育成支援対策推進法」の改正（平成21(2009)年4月施行）

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（対象：301人以上の労働者を雇用する事業主(平成23(2011)年4月1日以降は101人以上)）
- 計画の公表及び従業員への周知の義務化

「育児・介護休業法」の改正（平成22(2010)年6月施行）

- 子育て期間中の働き方の見直し
- 子の看護休暇制度の拡充
- 男性の育児参加の促進
- 介護休暇の新設
- 労働局の勧告に従わない企業の公表及び罰則規定の創設

(4) 国の「男女共同参画基本計画」改定

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に策定された初めての法定計画です。

平成22（2010）年にはその改定が行われ、同年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第3次男女共同参画基本計画

重点的に取り組むべきとされた15の重点分野

- | | |
|-------------|---|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 <ul style="list-style-type: none">・ 政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%（指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%程度にすること）」に向けた取組・ クオータ制*など多種多様な手法によるポジティブ・アクション*の検討 |
| 第2分野 | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 <ul style="list-style-type: none">・ 税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討・ 調査・統計における男女別情報の充実 |
| 第3分野 | 男性、子どもにとっての男女共同参画（新分野） <ul style="list-style-type: none">・ 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進・ 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 |
| 第4分野 | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 <ul style="list-style-type: none">・ M字カーブ*問題の解消に向けた取組の推進・ 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進・ 女性の活躍による経済社会の活性化 |
| 第5分野 | 男女の仕事と生活の調和 <p>長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備</p> |
| 第6分野 | 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none">・ 女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進・ 加工・販売等の起業など6次産業化*の取組への支援 |

- 第7分野** 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援（新分野）
- ・ セーフティネット機能*の強化
 - ・ 世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援
- 第8分野** 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備（新分野）
- 障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- 第9分野** 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ・ 性犯罪への対策の推進
- 第10分野** 生涯を通じた女性の健康支援
- ・ 女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
 - ・ 性差に応じた健康支援
- 第11分野** 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ・ 男女平等を推進する教育・学習の充実
 - ・ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- 第12分野** 科学技術・学術分野における男女共同参画（新分野）
- ・ 働きやすい環境整備に向けた取組の支援
 - ・ 女性研究者の採用・登用の促進
- 第13分野** メディアにおける男女共同参画の推進
- 女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援
- 第14分野** 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進（新分野）
- ・ 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
 - ・ 防災における男女共同参画の推進
 - ・ 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
- 第15分野** 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献
- ・ 条約等の積極的遵守，国内施策における実施・監視体制の強化，国内への周知
 - ・ ジェンダー*主流化*によるODA*の効果的实施

（５） 国際的な動向

- 平成７（１９９５）年の第４回世界女性会議（北京）では、現在の女性の地位向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択され、平成１２（２０００）年には「北京行動綱領」の実施状況の評価・検討を目的として、女性２０００年会議（国連本部）が開催されました。ここで、DV に対する法律の制定や適切な仕組みの強化等を主要事項とした成果文書が採択されました。
- 平成１７（２００５）年には「北京宣言・行動綱領」の採択から１０年という記念すべき年に当たり、国連では第４９回国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催しました。会議の主な結果として、「北京宣言・行動綱領」及び「女性２０００年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求めることを内容とする宣言の採択が行われました。
- 我が国が、昭和６０（１９８５）年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」（以下「女子差別撤廃条約」という。）の第１８条の規定に基づき、平成２０（２００８）年４月に国連に提出した第６回報告に対する平成２１（２００９）年８月の最終見解では、一定の取組について評価されている反面、前回の平成１５（２００３）年の最終見解への取組が不十分として指摘され、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されています。なお、指摘事項のうち、民法の改正（婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等）と雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施については２年以内に詳細な情報を提出するよう求められています。

日本のジェンダー・エンパワメント指数（GEM）* 資料：国連開発計画（UNDP）「Human Development Report 2009」

平成２１（２００９）年に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、平均寿命や教育、収入の面から社会の水準を測る「人間開発指数（HDI）*」では、我が国は１８２箇国中１０位となっていますが、女性の政治・経済分野への進出を示す「ジェンダー・エンパワメント指数（GEM）」は１０９箇国中５７位となっており、先進国の中では極めて低い結果となっています。

人間開発指数（HDI）				ジェンダー・エンパワメント指数（GEM）			
順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名
1	ノルウェー	11	ルクセンブルク	1	スウェーデン	11	スペイン
2	オーストラリア	12	フィンランド	2	ノルウェー	12	カナダ
3	アイスランド	13	米国	3	フィンランド	13	スイス
4	カナダ	14	オーストリア	4	デンマーク	14	トリニダード・トバゴ
5	アイルランド	15	スペイン	5	オランダ	15	英国
6	オランダ	16	デンマーク	6	ベルギー	56	キルギス
7	スウェーデン	17	ベルギー	7	オーストラリア	57	日本
8	フランス	18	イタリア	8	アイスランド	58	スリナム
9	スイス	19	リヒテンシュタイン	9	ドイツ	59	フィリピン
10	日本	20	ニュージーランド	10	ニュージーランド	60	ロシア

● 2 第3次京都市女性行動計画の課題

平成19（2007）年度から平成22（2010）年度までを計画期間とした第3次京都市女性行動計画においては、6つの基本目標を設定し、70の推進施策を掲げていましたが、それらすべての項目に着手し、男女共同参画の理念は、徐々に市民の中に浸透してきたと言えます。

しかしながら、女性への人権侵害の一つである女性への暴力については、幅広い年齢層への啓発や相談体制の充実に取り組んできたものの、依然として暴力相談や京都地方裁判所からの保護命令*件数は減少しておらず、社会問題化しているという状況にあります。セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）についても、平成21（2009）年度に実施した「京都市男女共同参画アンケート」では、回答者全体の約4割が経験・見聞きしており、その対応としては、泣き寝入りが多いという結果になっています。

また、同アンケートによると、市民の意識については、各分野における平等感が高まり、男女共同参画が着実に進んでいることが分かりますが、仕事における賃金や昇給、雇用の機会といった部分では、依然として男性優遇感が強く、自らの可能性を無意識に制約してしまう固定的な性別役割分担意識は、時代とともに少しずつ変わってきたものの、いまだに根強く残っていることが分かります。

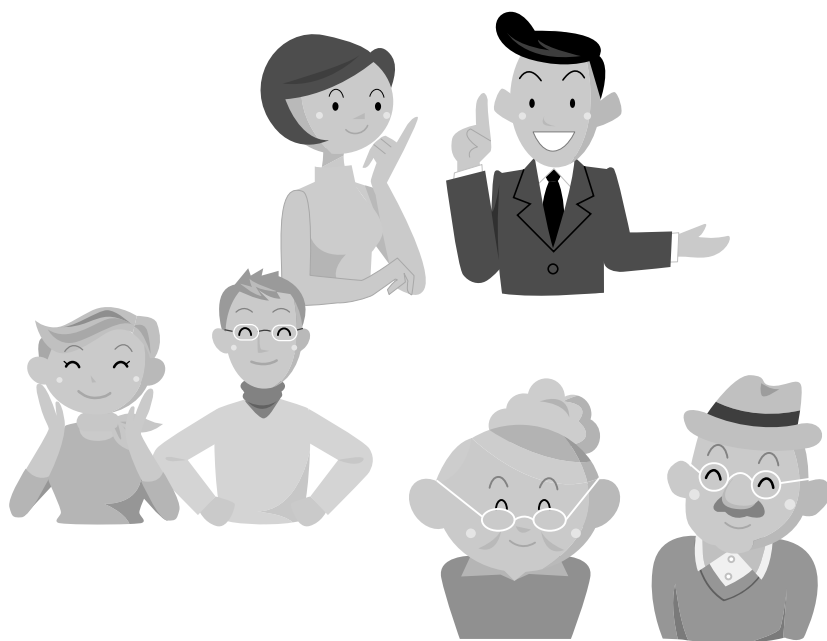
このように前進が見られた施策もありますが、まだ十分に進んでいない分野も少なくなく、今後更に、女性の社会的・経済的・精神的自立を培い、これまでの男女の固定的な役割分担を解消するとともに、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）やDV等の女性の人権を著しく侵害する行為の解消に向けた取組を推進していくことが求められています。

また、一方、少子高齢化、人口減少時代を迎え、個人、企業・組織、社会全体が発展していくためには、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、M字カーブの解消、女性の管理職の増加、企業の活性化などにつながるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが不可欠となっています。

男女が共にやりがいと充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても、各人のライフステージに応じた社会参加や社会貢献ができる環境づくりを目指す必要があります。

● 3 第4次京都市男女共同参画計画に向けて

第4次京都市男女共同参画計画においては、第3次京都市女性行動計画と同じく、「京都市男女共同参画推進条例」第2条に掲げる6つの基本理念を基本目標とするとともに、第3次京都市女性行動計画の課題として残っているDV等の女性への暴力の対策、固定的性別役割分担意識の解消、さらにはワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などを重点的に取り組んで参ります。



第3章 計画の内容

● 1 計画の体系

1 個人の尊厳が確立された社会づくり

1-1 男女の人権尊重に向けた啓発

- (1) 女性の人権尊重に向けた啓発
- (2) 男女平等（共同参画）意識の醸成に向けた啓発
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究の推進
- (4) 学校における男女平等教育の推進
- (5) 家庭や地域が一体となった教育の推進
- (6) 地域団体やNPO団体等の学習・実践活動の支援
- (7) 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」を拠点とした啓発

1-2 配偶者等からの暴力の根絶

- (1) 京都市DV対策基本計画
 - ア 市民への普及啓発
 - イ 被害者の早期発見及び相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援の充実
 - エ 関係機関との連携協力の推進

重点分野1

京都市DV対策基本計画

- (2) DV以外の暴力の被害に悩む女性への支援
- (3) セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）防止対策の推進

2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 企業等における男女雇用機会均等対策の促進
- (2) 非正規雇用者の就業環境の整備
- (3) 女子学生への就業支援

2-2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- (1) 企業等における両立支援の取組の促進
- (2) 子育てしながら働き続けられる条件整備

重点分野2

2-3 女性の職業能力発揮の支援

- (1) 女性の職業能力の開発
- (2) 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立

- (3) 女性の起業に対する支援
- (4) 働き方に関する情報提供・相談
- (5) 働く女性の健康管理の促進

3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

3-1 家庭生活における男女共同参画

- (1) 家庭生活における男女共同参画に向けた男女の協力の促進
- (2) 男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備

3-2 子育ての負担が軽減される環境の整備

- (1) 男女が共に安心して子育てできる環境の整備
- (2) 地域における子育ての支援
- (3) ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進

3-3 介護者の負担が軽減される環境の整備

- (1) 男女が共に介護に携わる意識の醸成
- (2) 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施
- (3) 高齢者の生活や介護等に関する専門相談

4 生涯を通じた健康な暮らしづくり

4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透

- (1) 性に関する情報提供・相談
- (2) 人権尊重の精神に基づく性教育の推進

4-2 男女の心とからだの健康づくりの支援

- (1) 男女それぞれに特有な病気の予防対策
- (2) 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進
- (3) ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進

4-3 母と子の健康を守る保健医療等の推進

- (1) 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
- (2) 安心して出産できる医療環境の整備
- (3) 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進

- (1) 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
- (2) 京都市の審議会等における男女構成比の均衡の確保

5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上

- (1) 男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供
- (2) 男女の社会参加意識の向上促進
- (3) 男女の様々な悩みを解決するための相談
- (4) 男女平等の実現を目指した市民活動への支援
- (5) ボランティア活動への男女の参加促進

5-3 男女共同参画による地域コミュニティの活性化（社会貢献）

- (1) 男女の協力による地域の活性化の促進
- (2) 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

5-4 京都市における男女共同参画に向けた条件づくり

- (1) 京都市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進
- (2) 京都市における推進体制の充実

6 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

6-1 国際動向の情報収集と市民への情報発信

● 2 重点分野

社会経済情勢の変化，市民の意識や日常生活の状況，第3次京都市女性行動計画での課題を踏まえ，「DV対策の強化」と「仕事と家庭，社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を計画の重点分野として，6つの基本目標の中で，重点的に取り組みます。

重点分野1 DV対策の強化

京都市では，これまでからも被害者相談の実施や関係機関の連携強化のための「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」の設置など，DV被害者の自立支援等に取り組んできましたが，相談件数の増加はもとより，「配偶者暴力防止法」において，市町村においても基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことを受け，この計画の基本目標1－2「配偶者等からの暴力の根絶」を「京都市DV対策基本計画」と位置付け，「京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センター」（以下「京都市DV相談支援センター」という。）を設置することで，DV対策をより一層総合的かつ計画的に進めていきます。

重点分野2 仕事と家庭，社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

少子高齢化，人口減少時代を迎え，これまでの働き方では，個人，企業・組織，社会全体が発展していくことができなくなる恐れがあります。多様性を尊重し，仕事と生活が好循環を生む社会になるためには，今後，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の考え方が必要となります。

京都市においては，市民ひとりひとりが，やりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，仕事や家庭生活，社会貢献などにおいて，生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進します。

● 3 目標数値

	指 標	現 況	10年後の目標数値 平成32(2020)年度
基本 目 標 1	配偶者暴力相談支援センター（京都府家庭支援総合センター*と京都市DV相談支援センター）で受けた配偶者・交際相手等からの暴力相談件数（京都府内） （10年間は潜在化している暴力を顕在化することを目標とする。）	1,501人 （平成21(2009)年度） （京都府家庭支援総合センターでの相談件数）	1,985人 （京都府家庭支援総合センターと京都市DV相談支援センターでの相談件数の合計）
基本 目 標 2	くるみん*取得企業数	22社 （平成21(2009)年度）	72社
基本 目 標 3	保育所待機児童数	236人 （平成22(2010)年4月）	0人
基本 目 標 4	乳児死亡率 （出生1,000人当たり）	2.9人 （平成20(2008)年度）	1.5人以下
基本 目 標 5	京都市の審議会等のうち女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合	41.2% （平成22(2010)年3月末）	50%

基本目標 1

個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家事・育児」といった性別による固定的性別役割分担意識を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

1-1 男女の人権尊重に向けた啓発

- (1) 女性の人権尊重に向けた啓発
- (2) 男女平等(共同参画)意識の醸成に向けた啓発
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究の推進
- (4) 学校における男女平等教育の推進
- (5) 家庭や地域が一体となった教育の推進
- (6) 地域団体やNPO団体等の学習・実践活動の支援
- (7) 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」を拠点とした啓発

1-2 配偶者等からの暴力の根絶

- (1) 京都市DV対策基本計画
 - ア 市民への普及啓発
 - イ 被害者の早期発見及び相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援の充実
 - エ 関係機関との連携協力の推進

重点分野 1

- (2) DV以外の暴力の被害に悩む女性への支援
- (3) セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)防止対策の推進

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり

～男女が共に尊重し合うことで、暴力のない社会をつくります。～

現状と課題

すべての人が個人として等しく尊重されるためには、誰もが性別による差別的な扱いを受けることなく、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を構築していかなければなりません。

とりわけ、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで重大な課題となっています。国においても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20（2008）年1月）」の中で、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要であり、国及び地方公共団体はDVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要である。」としています。

京都市においても、DV防止のための取組を総合的、計画的に進めていくことが求められており、DVに関する基本計画の策定や京都市内における「京都市DV相談支援センター」の設置は急務となっています。

DV被害者は様々な理由から支援を求めることをためらう傾向があり、DVの深刻化を防ぐためには、被害者を早期発見し、警察や各種相談機関につなげる必要があります。そのためには、すでに実施している京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における「女性への暴力専門相談」などの更なる相談機能の充実が求められています。

また、DV被害者が新たな生活を始めるに当たっては、自立支援が重要であり、被害者の状況に応じた情報提供を行うとともに、継続的に支援できる機能を構築していく必要があります。被害者支援に際しては、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害*）が生じることのないよう留意しなければなりません。

一方、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、京都労働局における「男女雇用機会均等法」による労働相談の中では最も多く、防止のための事業主の更なる意識改革が必要となっています。

1 男女の人権尊重に向けた啓発

推 進 施 策
(1) 女性の人権尊重に向けた啓発 DV、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為、買春（売春）など個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて幅広い層の市民を対象に広報・啓発を行うとともに、「性の商品化*」や性情報の氾濫への対策を行います。
(2) 男女平等（共同参画）意識の醸成に向けた啓発 個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画社会の理念を分かりやすく広報・啓発していきます。また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発も行っていきます。
(3) 男女共同参画に関する調査・研究の推進 社会制度や慣行などにおけるジェンダー・バイアス*の見直しに向けて、大学や研究機関と連携した男女共同参画に関する調査や研究を行います。
(4) 学校における男女平等教育の推進 児童・生徒が発達段階に応じて男女共同参画への理解を深めることができるよう、教科、教材、体験学習などを通じた効果的な男女平等教育を推進します。 また、教職員に対する男女共同参画の理念やジェンダーの視点についての正確な理解の浸透を図るとともに、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）防止対策の徹底など、学校運営全般にわたって男女共同参画の取組を進めます。
(5) 家庭や地域が一体となった教育の推進 学校や地域などで男女平等教育を進めるため、学校等との連携による学習機会の拡大を図るとともに、家庭教育に関する相談体制を充実し、家庭や地域における教育力の向上を支援します。
(6) 地域団体やNPO団体等の学習・実践活動の支援 男女共同参画に取り組む地域団体やNPO団体等による学習・実践活動を支援します。
(7) 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」を拠点とした啓発 男女共同参画に関する学習ニーズにこたえるため、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」などにおいて、国内外の様々な情報を収集・整備・提供するとともに、様々な分野における男女間の実際上の格差やニーズの違いを把握し、施策の企画・実施・評価に男女共同参画社会づくりの視点を反映させた啓発活動を展開します。

2 配偶者等からの暴力の根絶

(1) 京都市DV対策基本計画

ア 市民への普及啓発

現状と課題

DVは、加害者から一方的に継続して振るわれる暴力で、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVに関する相談件数は、全国的に増加しており、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における「女性への暴力専門相談」件数も増加傾向にあります。これらの相談件数は、DVについての認知の高まりや、相談機関が周知されたことなど複数の要因が相まって増加してきたと考えられます。

また、京都市が平成19（2007）年度に行った「京都市配偶者等からの暴力に関する調査」の結果を見ると、8割以上の男女が暴力を問題視する一方で、3人に1人が、受ける側にも問題があるという誤った認識を持っており、DVについての正しい理解が浸透するよう啓発が必要であることが分かります。

このような状況の中、DVの防止や、被害者を保護するためにも、DVについての正確な知識や、「配偶者暴力防止法」の内容などについて、より一層市民に広く啓発することが早急に求められています。

また、DVの防止には、若年層を対象として、早い段階から啓発を行うことが有効であり、交際相手等からの暴力（デートDV*）の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育等を行うことが必要です。

推 進 施 策

(ア) DV根絶のための市民への普及啓発

外国籍市民や障害者などそれぞれの背景事情を考慮した効果的な広報手法を検討し、普及啓発を実施します。

(イ) 若年層を対象とした啓発

人格形成期にある若年層への早期の啓発を実施します。

基本目標1

個人の尊厳が確立された社会づくり

推進施策

(ウ) インターネットを活用した効果的な情報提供

インターネットが生活に密着している状況を踏まえ、携帯電話などを活用した効果的な広報を行います。

(エ) 学校における人権教育の推進

学校における児童・生徒の発達段階に応じた人権教育や男女共同参画の理念の普及を基本に置いたDV防止の啓発を、小学校、中学校、高等学校において実施します。

(オ) 各種相談機関等の支援策の周知

被害者が早期に的確な支援を得ることができるよう、各種相談機関の支援内容がよく分かるようパンフレット等を作成し広く周知を行います。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

イ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

現状と課題

京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」におけるDVに関する相談件数は平成16（2004）年度の376件から平成21（2009）年度の488件と増加傾向にあり、男性の被害も全体に占める割合はわずかですが年々増えていることから、被害者の相談や支援体制を今まで以上に整えることが求められています。そのためには、既存の京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における「女性への暴力専門相談」や「男性のための相談」を今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、京都市として、新たに配偶者からの暴力への対応を専門とする施設を設置することで、相談だけでなく、被害者の自立まで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがあります。被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。

特に、医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、「配偶者暴力防止法」第6条第2項において、被害者を発見した場合には通報することができるとされており、積極的な役割が期待されます。同様に、教職員、保育士、救急隊員も、被害者の早期発見に重要な役割を担っており、そのことが十分認識されるよう働きかける必要があります。その際には、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することなどが求められています。

また、各区の福祉事務所職員など職務上被害者と接する機会の多い関係者に対し、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることをないよう配慮する必要があります。

推 進 施 策

(ア) 「京都市DV相談支援センター」の設置

DV対策を強化していくため、京都市のDV対策の中核的施設として「京都市DV相談支援センター」を設置し、初期の相談から長期にわたる自立支援まで、切れ目のない被害者支援に重点的に取り組みます。

基本目標 1 個人の尊厳が確立された社会づくり

推 進 施 策

(イ) 各種相談機関による相談体制の充実

- 「京都市DV相談支援センター」を、DV 施策の総合的な相談窓口とし、緊急時のホットラインを整備するほか、関係機関と連携した適切な相談体制を確立します。
- 「京都市DV相談支援センター」に婦人相談員*を配置するなどし、被害者が最初に相談する可能性が高い各区の福祉事務所や保健センターとの連携を強化するとともに、対応マニュアルの活用や被害者支援に関する庁内組織を通じた情報の共有を行います。
- 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における「女性への暴力専門相談」や「男性のための相談」の機能を充実させるとともに、「京都市DV相談支援センター」との緊密な連携を図ります。

(ウ) 行政窓口職員等を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

二次的被害を防ぐため、被害者と接する機会の多い窓口職員への研修を行います。

女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置付け、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしており、全国的に地方自治体や女性団体その他関係機関が、啓発イベント等を実施するなど、女性に対する暴力の問題に対する取組を強化して実施しています。

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

現状と課題

被害者の身に危険が迫り、他に身を寄せる安全な場所が確保できないなどの理由がある場合は、緊急に避難場所を確保する必要があり、京都府家庭支援総合センターの一時保護*機能と十分連携しつつ、被害者の安全を確保できるようにしなければなりません。また、被害者は、京都市外での保護を求める場合もあり、市外も視野に入れた広域的な対応も必要となってきます。

被害者が一時保護等を経て落ち着いた後は、被害者の状況に応じ、その意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に行うことが求められています。

「京都市DV相談支援センター」においては、保護命令の確認機関としての役割はもちろんのこと、京都府家庭支援総合センター、警察、各区福祉事務所、児童相談所、民間支援団体など関係機関との連携を図る中で、緊急時の安全の確保も含め相談から自立支援まで、切れ目のない支援を行う機能を持つことが求められます。

また、自立支援に当たっては、孤立しがちな被害者の居場所づくりや、被害者の立場を十分理解したうえで対応することができる身近な支援者を育成していく必要があります。

推 進 施 策

(ア) 一時保護が行われるまでの緊急避難場所の確保

緊急に保護を求めてきた被害者に、「配偶者暴力防止法」に規定する一時保護が開始されるまでの間、シェルターなどの緊急避難場所を提供し、被害者とその家族を守ります。

(イ) 「京都市DV相談支援センター」等における被害者の自立に向けた支援

被害者の状況や意思を尊重したうえで、自立に向け、情報提供をはじめ医学的、心理学的カウンセリング、市営住宅への優先入居の実施、同行支援など、被害者に必要な支援を切れ目なく実施します。

(ウ) 被害者の情報管理と被害者に配慮した各種制度の運用

被害者支援のためには、関係機関との情報共有は不可欠ですが、その際の個人情報については、被害者の安全に十分配慮し、適切に取り扱います。

(エ) ボランティアを活用した支援の実施

身近な支援者を育成し、被害者が孤立しないよう安らげる場所を作ります。

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり

Ⅱ 関係機関との連携協力の推進

現状と課題

被害者は心身の回復、生活の再建に当たり様々な困難を抱えることになり、その支援のためには、あらゆる場面で、京都市DV相談支援センター、京都府家庭支援総合センター、警察はもとより、裁判所、民間支援団体など様々な関係機関との連携が不可欠です。

関係機関のそれぞれの果たすべき役割を明確にし、課題の円滑な解決に向けた総合的な支援に取り組む必要があり、具体的には、京都府や民間支援団体等とのネットワーク組織を設置し、情報交換や連携協力を一層強化することが必要となっています。

推 進 施 策

(ア) 行政機関内部における連携

被害者支援に関する庁内組織を通じて情報共有を行うとともに、いずれの機関に被害者が相談しても迅速に対応できる体制を整えます。

(イ) 民間支援団体等とのネットワークの強化

被害者の支援策を具体的に検討できるよう、ネットワーク組織における情報共有や合同検討会の開催など連携を一層強化します。

(ウ) 苦情の迅速かつ適切な処理

被害者相談や支援に関する被害者からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し処理します。

パープルリボン運動



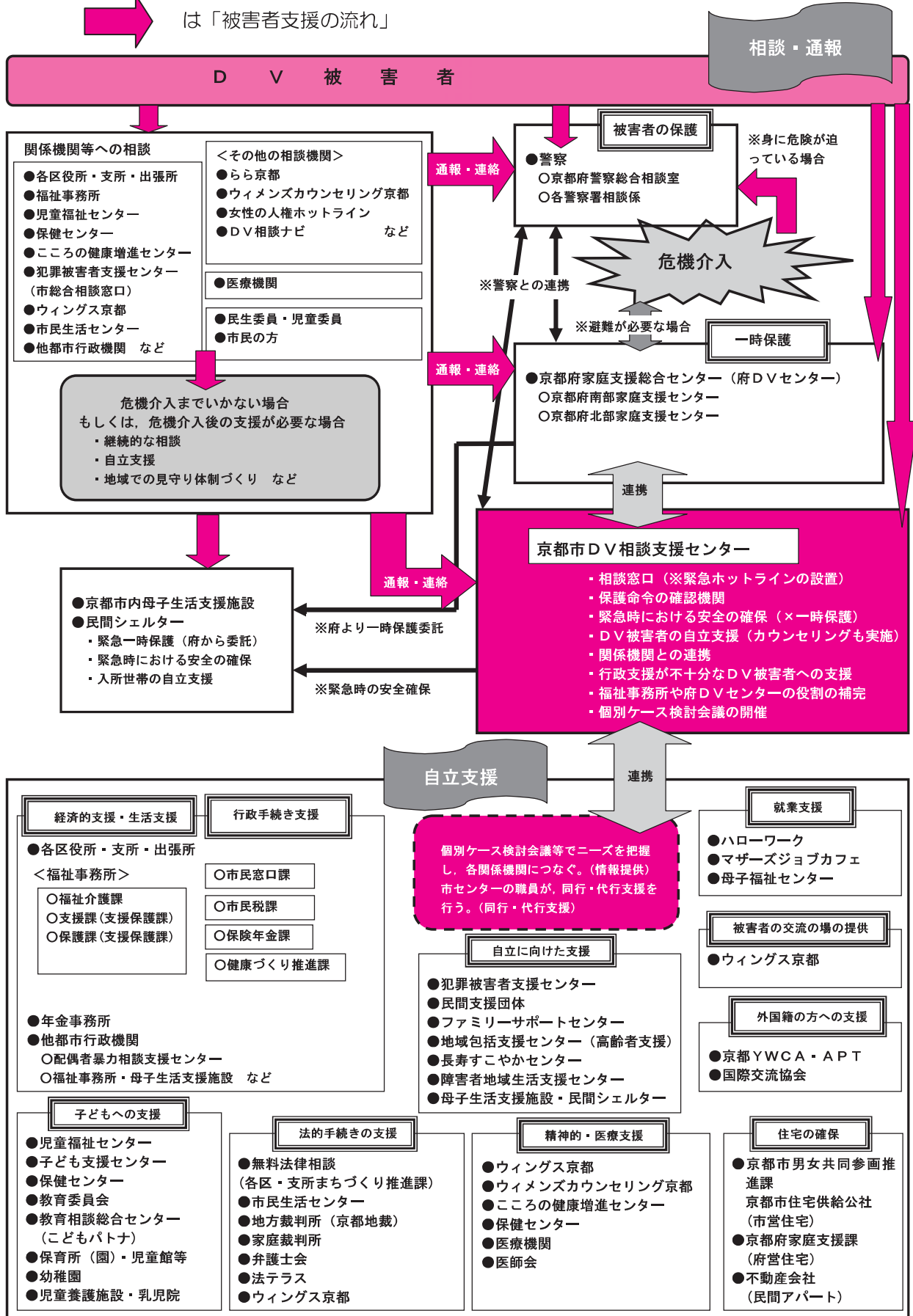
子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとすることを目的として、平成6（1994）年、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40箇国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。

基本目標 1

個人の尊厳が確立された社会づくり

DV被害者を支援する関係機関の連携（相談・通報・危機介入・自立支援）

➡ は「被害者支援の流れ」



基本目標 1 個人の尊厳が確立された社会づくり

データ等から見るDV被害等の状況

内閣府「平成22年版男女共同参画白書」

- 配偶者間（内縁を含む。）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（平成21年度検挙件数の割合）

検挙された配偶者間の犯罪で、女性が犠牲となった割合は、殺人65.1%、傷害94.5%、暴行93.6%となっています。

平成19年度京都市の配偶者等からの暴力に関する調査

- 暴力をふるった相手

被害経験のある人のうち、相手との関係を見ると、「配偶者」からが、男性が74.7%、女性が78.3%、「交際相手」からが男性17.9%、女性16.2%となっています。

- 暴力を受けたときの相談の有無

被害経験のある人のうち、誰かに相談したことがある人は、男性が14.7%、女性が37.2%で、男女共に誰にも相談したことがない人の方が多くなっています。

- 暴力を受けたときの相談先

誰かに相談をしたことがあると回答した人の相談先は、「家族・親戚」が63.6%、「友人・知人」が61.8%となっており、公的機関や専門機関への相談の比率は、1割にも満たない状況です。

- 相談しなかった理由

相談しなかった理由は、男女共に「相談するほどのことではないと思った」が、男性が68.0%、女性が53.6%と半数以上を占めています。